

議第109号 呉市隣保館条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の趣旨

呉市皆実会館別館及び呉市皆実コミュニティセンターを廃止するものです。

2 改正の理由及び内容

(1) 呉市皆実会館別館

当該施設は、呉市皆実会館の附属施設として活用してきましたが、老朽化が進んでおり、また、近年は利用されていないことから呉市皆実会館の附属施設として存置する必要性がなくなったため、廃止するものです。

なお、廃止後は、当面普通財産として所有し、今後の利活用については、地元自治会等と協議します。

【施設概要】

所在地 呉市仁方皆実町12番20号
建設年 昭和51年（築40年）
施設規模等 敷地面積：514.49平方メートル
延べ面積：173.80平方メートル
構造・階数：鉄骨造，平屋建て
主要施設：作業場（1室），事務室（1室）

【利用状況】

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用件数	0件	0件	0件	0件	0件
利用者数	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 呉市皆実コミュニティセンター

当該施設は、老朽化が進んでおり、今後維持補修等の費用が増大することが予想されます。また、現在の利用状況から見て隣接する呉市皆実会館で代替することが可能であるため廃止するものです。

なお、廃止後は、当面普通財産として所有し、今後の利活用については、地元自治会等と協議します。

【施設概要】

所在地 呉市仁方皆実町1番10号
建設年 昭和49年（築42年）
施設規模等 敷地面積：413.00平方メートル
延べ面積：702.74平方メートル
構造・階数：鉄筋コンクリート造，3階建て
主要施設：学習室（1室），図書室（1室）講義室（1室）

【利用状況】

年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
利用件数	23件	9件	3件	13件	45件
利用者数	442人	230人	70人	270人	1,035人

3 地元説明

施設の廃止に先立ち、地元関係者、自治会等と事前協議をしています。

4 施行期日

平成29年4月1日

5 関係法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項

6 新旧対照表

現行	改正案																																
<p>(設置)</p> <p>第1条 生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、地域社会全体の中での福祉の向上や人権啓発を図るため、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、次のとおり隣保館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>呉市皆実会館</td> <td>呉市仁方皆実町1番11号</td> </tr> <tr> <td>呉市皆実会館別館</td> <td>呉市仁方皆実町12番20号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>呉市山の手コミュニティセンター</td> <td>呉市山手2丁目3番6号</td> </tr> <tr> <td>呉市皆実コミュニティセンター</td> <td>呉市仁方皆実町1番10号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		呉市皆実会館	呉市仁方皆実町1番11号	呉市皆実会館別館	呉市仁方皆実町12番20号	(略)		呉市山の手コミュニティセンター	呉市山手2丁目3番6号	呉市皆実コミュニティセンター	呉市仁方皆実町1番10号	(略)		<p>(設置)</p> <p>第1条 生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行い、地域社会全体の中での福祉の向上や人権啓発を図るため、住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、次のとおり隣保館を設置する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>呉市皆実会館</td> <td>呉市仁方皆実町1番11号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>呉市山の手コミュニティセンター</td> <td>呉市山手2丁目3番6号</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	(略)		呉市皆実会館	呉市仁方皆実町1番11号	(削除)		(略)		呉市山の手コミュニティセンター	呉市山手2丁目3番6号	(削除)		(略)	
名称	位置																																
(略)																																	
呉市皆実会館	呉市仁方皆実町1番11号																																
呉市皆実会館別館	呉市仁方皆実町12番20号																																
(略)																																	
呉市山の手コミュニティセンター	呉市山手2丁目3番6号																																
呉市皆実コミュニティセンター	呉市仁方皆実町1番10号																																
(略)																																	
名称	位置																																
(略)																																	
呉市皆実会館	呉市仁方皆実町1番11号																																
(削除)																																	
(略)																																	
呉市山の手コミュニティセンター	呉市山手2丁目3番6号																																
(削除)																																	
(略)																																	
<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料	(略)		<p>別表（第4条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	使用料	(略)																									
名称	使用料																																
(略)																																	
名称	使用料																																
(略)																																	

呉市山の手コミュニティセンター	30,660円
呉市皆実コミュニティセンター	37,230円
(略)	

呉市山の手コミュニティセンター	30,660円
(削除)	
(略)	

7 位置図

